平成15年度 財務定期監査結果に基づき講じた措置(企画調整局)

(1) 収入に関する事務

有償刊行物の販売代金の収納を適正に行うべきもの

神戸市組織図,神戸市外郭団体組織図の販売代金の収納に関して,以下のような改善を要す る事例が見受けられた。

適正な事務処理を行うべきである。

ア 神戸市組織図を販売しているが,販売済のものについて未調定のままになっている事例 (企画調整局企画課)

- 措置内容 ——

平成16年1月29日付で収入済。今後,適正な事務処理を行う。

イ 神戸市外郭団体組織図を販売しているがその収入について誤って二重に収入している事例, 収入確認を誤り収入未済になっている事例 (企画調整局調整課)

- 措置内容 -

二重に収入していた事例については,一方の取消を確認した。 また,収入確認を誤っていた事例については,正しく収入確認し,収入済とする措置を講じた。今後,適正な事務処理を行う。

## (2) 支出に関する事務

業務委託料の支出を適正に行うべきもの

あじさいネット管理運営業務について委託を行っているが,データ入力等の業務について実 務上の報告をもって,委託料の実績払いを行っていた。(企画調整局マルチメディア推進課) 委託契約書では検査の上支出するとなっているため,報告書等を徴して,適正な支出を行う べきである。

## - 措置内容 -

平成15年度分から,毎月実績報告書の提出を受け,履行確認のうえ,支出を行う措置を講じた。(支出済の分についても,実績報告書の提出を受けた。)

(3) 財産管理に関する事務

物品管理簿の記載を適正に行うべきもの

神戸市物品会計規則第8条によると,物品管理者は,物品の受領又は交付の都度,物品管理 員をして物品管理簿に記載させなければならないと定められているが,以下のような改善を要 する事例が見受けられた。

受払いの都度,管理簿に記載するなど,適正な事務処理を行うべきである。

ア 備品管理簿にパソコン以外記載されていない事例

(企画調整局調整課)

- 措置内容 —

パソコン以外の備品についても、受払いの都度管理簿に記載するなど、備品管理簿を再整備 する措置を講じた。

イ 備品購入費で購入している物品について,備品台帳に記載していない事例

(企画調整局新交通建設室)

- 措置内容

備品台帳に記載していない事例について,調査・確認のうえ,正確に記載する措置を講じた。 今後,適正な事務処理を行う。

## 物品の管理を適正に行うべきもの

物品管理者は、物品の受領又は交付の都度、物品管理員をして物品管理簿に記載させなけれ ばならないと定められている。

しかし,以下のような改善を要する事例が見受けられた。

ア 備品管理簿上廃棄しているが,物品の不用決定が行われていない事例

(企画調整局調整課,東京事務所)

適正な事務処理を行うべきである。

- 措置内容 -

物品不用決定兼処分決議書により、不用決定を行う措置を講じた。今後、適正な事務処理を 行う。

イ 道路通行券について,手続きを経ずその全部を他課に保管転換している事例

(企画調整局調整課)

適正な事務処理を行うべきである。

措置内容 —

物品保管転換書により保管転換する措置を講じた。今後,適正な事務処理を行う。

有償刊行物の管理を適正に行うべきもの

有償刊行物を廃棄処分した際に管理簿に記載されていない事例が見受けられた。

(企画調整局総合計画課)

受払いの都度管理簿に記載し,適正な管理を行うべきである。

- 措置内容 -------

ご指摘の箇所を含め,再度管理簿をチェックし,補記した。今後は,受払いの都度管理簿に 記載し,適正な管理を行う。